

[Tweet](#)

令和 5 年12月27日
金融庁

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

- ▶ [金融サービス利用者相談室](#)
- ▶ [金融行政モニター](#)

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPA AOB 公認会計士・監査審査会

「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則](#)」の一部改正（案）等につきまして、令和 5 年10月16日（月曜）から令和 5 年11月15日（水曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3 件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[資料 1](#) を御覧ください。

具体的な改正の内容については、[資料 2 ～10](#) を御参照ください

2. 公布・施行日

本改正に係る内閣府令等は、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
企画市場局 総務課（内線3645、3520）

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

（資料 1）  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【内閣府令等】

（資料 2）  [内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令](#)

（資料 3）  [一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令](#)

（資料 4）  [内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令](#)

（資料 5）  [認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令](#)

（資料 6）  [内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令](#)

（資料 7）  [労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令](#)

（資料 8）  [協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令](#)

（資料 9）  [犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令](#)

【告示】

（資料10）  [金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件](#)

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

お問い合わせ/お問い合わせ先

プライバシーポリシー

バリアフリーポリシー

アクセス

関係機関/関係機関

金融庁情報ポータル（FOIA）

お問い合わせ

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000